

【令和3年度補正 グリーンリカバリーの実現に向けた中小企業等のCO2削減比例型設備導入支援事業について】

		R3年度補正 グリーンリカバリー(省略)設備導入支援事業	
		診断事業	導入事業(2次)
執行団体		一般財団法人 環境イノベーション情報機構	
予算額		30億円(執行団体運営費込み)	
補助金 限度額	上限	50万円	5000万円
	下限	なし	
補助対象内経費		診断に要する経費 ※導入事業(2次公募)に必ず応募すること	工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)、設備費、業務費、事務費、その他必要な経費と機構が承認した経費 ※撤去費等は対象外です。
補助対象内設備			下記16分類に属するもの ①空調システム(換気設備含む) ②蒸気システム ③冷却水システム ④圧空システム ⑤照明設備 ⑥受変電・配電設備 ⑦電動機・ポンプ・ファン ⑧工業炉 ⑨冷凍・冷蔵設備 ⑩排水処理設備 ⑪昇降設備 ⑫給湯設備 ⑬発電設備 ⑭水利用設備 ⑮エネルギー管理設備 ⑯その他機構が認めるもの なお、再生可能エネルギー設備も自家消費であれば認められる。
計測装置について		補助対象外(計測は必要)	
補助率(中小企業者等) ※大企業の補助率は()を参照		ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 機構が必要と認めた額 ウ アとイを比較して少ない方の額を交付 ※1,000円未満切り捨て	以下の式(A)および式(B)で計算される金額のうち、いずれか低い額となる。 (A) [年間CO2削減量] × [法定耐用年数] × [5000円/t-CO2] (円) (B) [補助対象経費] × 1/2(円) ※1,000円未満切り捨て ※殆ど(A)になります。
公募期間		3/25 ~ 5/6	7/8 ~ 8/5
交付決定		都度公表、先着順(300件程度)	9月中旬頃を予定
補助事業期間		7/29まで	令和5年1月31日まで
実績報告書の提出		事業完了後30日以内、または7/29までに報告	事業完了後30日以内、または2/10まで
書類の保管について		事業完了後、5年間は保存	
補助金の支払		令和5年3月末まで	
代行申請		代表事業者から委任を受けた第三者の代行申請可	
リース&ESCO利用		可能(共同申請扱い)	
応募要件		①補助事業を的確に遂行するのに必要な費用の経理的基礎を有すること。 ②直近2期の決算において連続の債務超過がなく、適切な管理体制及び経理処理能力を有すること。 ③補助対象設備の所有者であること。 ④2019年度の年間CO2排出量が50t以上3000t未満の事業所を有するものであること。	①補助事業を的確に遂行するのに必要な費用の経理的基礎を有すること。 ②直近2期の決算において連続の債務超過がなく、適切な管理体制及び経理処理能力を有すること。 ③補助対象設備の所有者であること。 ④2019年度の年間CO2排出量が50t以上3000t未満の事業所を有するものであること。 ⑤CO2排出量の算出数値は、認定機関が事前に診断した「診断結果」に基づく必要がある。
執行団体の現地調査		補助事業実施中または完了後に必要に応じ現地における調査等を実施。	
補助事業後の既存設備の扱い		撤去 または 稼働不能状態	
成果報告書の提出		事業完了翌年度~3年間、4/30までに1年間分の報告 ※計画省CO2をクリアしている場合は特に無し。未達の場合はクレジット購入。	